

農地の売買、贈与、賃借等の許可（農地法第3条）

**農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方
農業をやってみたい方！
まずは、農業委員会へご相談下さい！**

農地の売買、贈与、賃借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意下さい。

●農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地又は借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）※1
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に従事すること（農作業常時従事要件）※2
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※1 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※2 農作業に従事する日数が年間150日未満の場合でも農作業を行う必要がある限り、その作業に従事していれば、常時従事すると認められます。